

福祉保健課

季節性インフルエンザワクチンの接種費用を助成しています

助成期間●平成26年2月28日(金)までの接種

助成対象者●・高校生に相当する年齢以下の方

- ・妊娠している方
- ・心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がい(身体障害者手帳1級程度)のある60歳~65歳未満の方
- ・65歳以上の方

接種回数●13歳未満の方は2回

13歳以上の方は1回

助成額●1回目、2回目とも1,000円を助成します。

※接種費用のうち1,000円を超えた金額を医療機関に支払ってください。

※生活保護世帯の助成対象者は接種費用の全額が助成されます。

接種方法●医療機関に直接予約してください。

風しん予防接種費用を助成しています

風しんは、風しんウイルスによっておこる急性の発疹性感染症です。妊娠初期の女性が風しんにかかると、胎児もウイルスに感染し、難聴や心疾患、白内障などを主な症状とする「先天性風しん症候群」を発症することがあります。

町では、これらを予防するための緊急対策として、風しん予防接種費用の助成を行っています。

助成期間●平成26年3月31日(月)までの接種

助成額●予防接種費用1回分

申請方法●助成を受けるためには事前に手続きが必要です。接種前に健康保険証、自動車運転免許証、母子健康手帳をお持ちの上、美郷町保健センターまでお越しください。

対象者

町内に住所を有し、次の①から③のいずれかに該当する方。ただし、風しん罹患歴および風しん予防接種歴(2回接種)のある方、現在妊娠中の女性、既に抗体のある妊婦の夫やその家族を除きます。

- ①昭和39年4月2日~平成7年4月1日生まれで、妊娠を予定または希望している女性
- ②妊婦の夫
- ③妊娠している女性と同居している家族

問い合わせ●町福祉保健課 健康対策班
(美郷町保健センター内) ☎0187(84)4900

農政課

美郷町間伐等促進計画を策定しました

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止など、多面的な機能を有しています。これらの機能が持続的に発揮されるためには、適正な森林整備を推進することが極めて重要です。

このたび、県の基本方針や町の間伐実施状況を勘案し、平成25年度から平成32年度までの8年間において間伐等の取り組みを促進することを目的とする、「美郷町間伐等促進計画」を策定しました。

■美郷町特定間伐等促進計画の概要

策定日●平成25年12月13日

計画期間●平成25年度から平成32年度までの8年間

間伐目標●8年間で298ha(年平均37.2ha)

対象区域●美郷町全域

閲覧●実施計画書は町農政課に備え付けています。閲覧を希望される方は町農政課までお越しください。



計画に基づき間伐等を実施した場合、次のようなメリットがあります。

- ・国からの交付金の対象となります。
- ・国の補助事業に対する県や町の負担が軽減・平準化され、事業が実施しやすくなります。
- ・森林法により義務付けられている事前の伐採届出が不要となります。

問い合わせ●町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908



国が支える。安心が大きくなる

積立年金

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

安心して豊かな老後生活のために新しい農業者年金に加入しましょう

あなたの将来への備えは十分ですか？

農業引退後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要です。農業者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、安全で安心な公的年金制度です。

加入の申し込みやご相談は最寄りの
JAまたは町農業委員会事務局まで
町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

農業者年金の特徴

農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。



少子高齢化時代に強い年金です

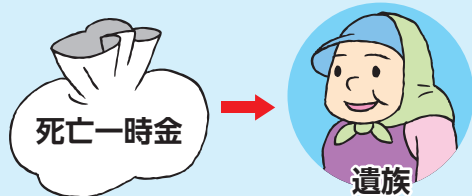
自分で積み立てた保険料と、その運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択）。農業経営の状況や将来設計に応じて、いつでも見直すことができます。



終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に、80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。



税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。また、将来受け取る年金は公的年金等控除が適用されます。



認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力に応じて受給の時期を決められます。